

11月11日(木)から17日(水)は税を考える週間

暮らしの礎

市税

じっくり考えよう



問い合わせは

納税については収納課 ☎898-6226
個人住民税については市民税課 ☎898-6203
法人市民税については同課 ☎898-6209
軽自動車税については同課 ☎898-5842
固定資産税については資産税課 ☎898-6216
国民健康保険税については国民健康保険課 ☎898-6250

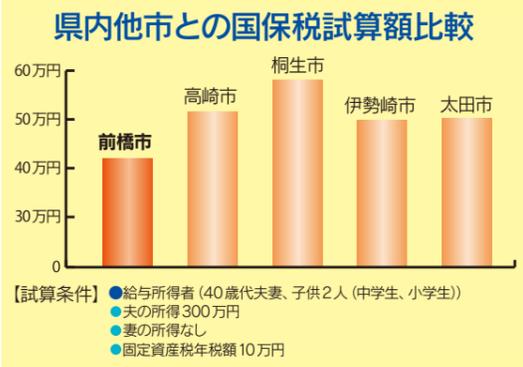
市税はあなたの身の周りの福祉や教育、都市整備、環境整備など、さまざまな公共サービスに活用されています。また、都市計画税や国民健康保険税などのように、使用目的が決まっている税金もあります。もしも、市税がきちんと納付されないと、これらのサービスに支障を来すことになってしまいます。この機会に、市税の大切さを一緒に考えてみませんか。

■主な市税の納税義務者

市税は収入や財産に応じて課税されます。税の種類と納税義務者は次のとおりです。
〈個人住民税〉①1月1日現在で市内に住所があり、前年中に所得があった人②市内に事務所や事業所、家屋敷を持つ個人で市内に住所がない人

〈法人市民税〉市内に事務所や事業所を持つ法人

〈軽自動車税〉4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車などを持っている人
〈固定資産税・都市計画税〉1月1日現在、市内に土地・家屋・事業用の償却資産を持つ



■納期限内に納付がないと

納期限内に市税を納めなかった人は、納めた人との公平性を確保するため延滞金を納めることになります。督促状が届いたらすぐに納付するか、収納課に連絡してください。

■それでも滞納が続くと

督促状送付後も納税の意思がない場合には、不動産や預金といった財産の差し押さえなどの滞納処分を行います。

■便利な口座振替の利用を

仕事や家事などで忙しい人には、便利で確実な口座振替をお勧めします。口座振替は、納期限の日に指定の口座から市税が自動的に引き落とされるシステム。ぜひ、利用してください。口座振替できる税目は、個人住民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税です。

●申し込み方法

納税通知書、預貯金通帳、届け出印を用意して金融機関などの窓口へ。申込用紙は市内金融機関などの窓口にあります。

人
〈国民健康保険税〉国民健康保険に加入している世帯の世帯主
■市税の仕組み
市ではさまざまな公共事業を行っていきます。市税が未納になると、事業を行う予算が足りなくなります。どうしても実施しなくてはならない事業は、市債などの借金をして実施しますが、次の世代が利子を加えて返済することになります。次の世代のためにも、市税は納期限までに納めましょう。

■本市の収納率

本市では、市民の皆さんの

すでに口座振替を利用して、振替金融機関を変更したい人は、新しく振り替えをしたい金融機関などで申し込んでください。今まで利用していた金融機関への廃止手続きは必要ありません。
●名義(登記)の変更に伴う口座振替の手続き
固定資産税については1月1日現在、軽自動車税については4月1日現在の所有者に対して課税されます。この期日以前に名義(登記)を変更し、口座振替の継続を希望する場合は、再度口座振替の申し込みが必要です。

■納税相談を行っています

税金は納期限内に納めなければなりません。災害や盗難、病気、失業などの事情があるときは、減免や納期限の延長、納税の猶予が受けられる場合があります。減免や納期限の延長については課税担当課へ、納税の猶予については収納課へ相談してください。

また、平日に来庁できない人のために、毎月第3日曜に納税相談窓口を開いています。

◆11月の日曜納税相談
日時 11月21日(日)午前8時30分～午後4時
会場 市役所収納課

市税の申告などがインターネットでできます

12月20日(月)からエルタックスによる市税の電子申告の受け付けを開始します。エルタックスとは、市税の申告と申請、届け出の手続きが、インターネットで行えるシステム。詳しくはエルタックスホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

■利用できる手続き

- 〈個人住民税〉給与支払報告書の提出、特別徴収に係る給与所得者異動届出の提出など
- 〈法人市民税〉予定申告、中間申告、確定申告など
- 〈事業所税〉資産割、従業者割の納付申告、免税点以下の申告、事業所用家屋貸付等申告など
- 〈固定資産税(償却資産)〉全資産申告、増加資産・減少資産申告、修正申告など

■エルタックスのメリット

- 市役所へ申告書を持参したり郵送したりする手間が省けます。
- 複数の自治体へ一度に申告を行うことができます。

- 利用は無料。ただし、事前に用意する電子証明書などは費用がかかります。
- 申告書は、エルタックスホームページからダウンロードできる無料ソフト[PCdesk]で簡単に作成できます。また、エルタックスに対応する市販の税務・会計ソフトで作成したデータも利用できます。
- 税理士や税理士法人などが、関与先納税者の代理申告を行えます。



問い合わせは
市民税課 ☎898-6206
地方税電子化協議会 ☎0570-081459
(土曜・祝日・年末年始を除く午前8時30分～午後8時)

インターネットでも納税が可能に



本市では、市役所、各支所・出張所、金融機関での納付のほか、口座振替制度、コンビニ収納といった納税環境を整えています。また、来年1月からはペイジー収納を開始。これはペイジーマーク(左図のとおり)のある納付書などの場合、ゆうちょ銀行(郵便局)やペイジー対応の金融機関のATM、

インターネットバンキング、モバイルバンキングを利用して納付できるものです。なお、インターネットバンキング・モバイルバンキングを利用する場合は金融機関への事前申し込みが必要です。

問い合わせは 収納課 ☎898-6226